

平成23年第3回定例会
政策総務常任委員会説明資料
目次

◎議案補充説明

- 1 議案第71号 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について・・・ 1

◎所管事項

- 1 「『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』に関する意見」への回答
について【政策部関係分】・・・ 11
- 2 「みえ県民カビジョン及び行動計画（仮称）《最終案》」について【政策部関係分】
・・・（別冊）
- 3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答について【政策部関係分】
・・・ 13
- 4 みえ県民意識調査について・・・ 15
- 5 リニア中央新幹線について・・・ 17
- 6 「三重県新エネルギービジョン」について・・・ 19
- 7 「三重県権限移譲推進方針」の改定について・・・ 23
- 8 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の今後の運営について・・・ 33
- 9 採択された請願、陳情の処理状況について（離島架橋）・・・ 39
- 10 東紀州地域の観光面での復興について・・・ 41
- 11 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について・・・ 47
- 12 審議会等の審議状況について・・・ 61
（三重県固定資産評価審議会、三重県立ゆめドームうえのの指定管理者選定委員会）

【別冊資料】

- 別冊1 みえ県民カビジョン 行動計画（仮称）《最終案》〔政策部主担当抜粋〕
- 別冊2 新エネルギービジョン（中間案改定版）
- 参考資料1 みえ県民カビジョン政策体系一覧表（中間案との比較）

平成23年12月9日

政 策 部

1 議案第71号 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について

1 議案

議案第71号「三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

政策部が所管している公の施設「三重県立ゆめドームうえの」について、平成24年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県立ゆめドームうえの条例（平成9年三重県条例第57号）第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県立ゆめドームうえの
- (2) 設置場所 伊賀市ゆめが丘一丁目1番地の3

4 指定管理候補者の名称等

所在地 伊賀市上野丸之内116番地
名称 伊賀市
代表者 伊賀市長 内保博仁

5 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募

三重県立ゆめドームうえのは、ゆめぼりす伊賀（上野新都市）の核を形成する施設として平成9年度に開設したものです。当施設は、県と伊賀市が相互協力の下、伊賀市が施設管理することを前提に整備したものであり、隣接する市営施設と相互補完的に活用していることから、伊賀市を指定管理者に指定することが最適であると考え、非公募としました。

平成23年8月8日に伊賀市に対して指定申請要項を送付し、同9月7日、伊賀市から申請がありました。

(2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者による選定委員会を設置し、県民の平等な利用の確保、適切な維持管理、県民サービスの向上、経費の縮減、などについて総合的な審査を行いました。

① 選定委員会構成員

委員長	橋場 俊展	三重大学人文学部准教授
委員	田中 敏夫	(財)三重県体育協会理事長
委員	中谷 英子	中谷英子税理士事務所 所長
委員	山崎 祐子	上野商工会議所事務局長
委員	廣島 悦子	公募委員

② 審査の経過

平成23年8月3日	第1回選定委員会 (選定基準・審査項目等の検討)
平成23年9月20日	第2回選定委員会 (ヒアリング審査)
平成23年10月17日	第3回選定委員会 (最終審査)

③ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とその審査概要は別紙のとおりです。

④ 審査結果及び選定理由

(審査結果)

選定委員会では、申請団体である伊賀市から提出された事業計画の内容が、選定基準・審査項目に照らし、指定管理者として相応しいか否かが審査されました。その結果、全員一致で「適」と判断されました。

(選定理由)

伊賀市は、過去13年以上、当施設の管理運営を通して、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に努めてきた実績を有し、清掃や設備の保守点検など適切に維持管理を行ってきています。また、施設の利用状況についても、平成22年度の利用者数は過去最高の111,058人を記録するなど、その実績に対しては一定の評価ができます。

また、今回の申請では、施設の安定的な維持管理に加えて、新たに利用者ニーズに応えるための自主事業の拡大の検討や新しいプログラムの企画、さらにはマーケットリサーチによる営業活動などが掲げられており、安定した財務基盤・組織体制と適正な収支計画のもと、施設の適切な管理運営を図り、県民サービスに努めようとする姿勢を認めることができます。

選定委員会としては、今回の申請内容を総合的に判断し、伊賀市による適正な管理運営が図れると認め、指定管理者として「適」と判断しました。

⑤ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 伊賀市上野丸之内116番地
名称 伊賀市
代表者 伊賀市長 内保博仁

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

- (1) 施設の適正な維持管理
 - ・ 施設や設備機器の清掃、点検・修繕の適正な実施による安定的な維持管理
 - ・ 日常点検や危機管理マニュアルに基づく訓練実施による利用者の安全確保
- (2) 県民サービスの向上
 - ・ 関係機関や団体との連携による自主事業の充実・新設による県民の健康づくり、体力づくりの場の提供
 - ・ 県のスポーツ振興計画と連携した事業展開による生きがいのある生活と活力のある生涯スポーツ社会の実現
 - ・ 積極的な広報活動等による貸館事業の充実と幅広い県民の利用機会の創出
 - ・ 利用者アンケートの実施による利用者の声の施設運営への反映
 - ・ 接遇研修等の職員資質向上による利用者満足度の向上
- (3) 経費の縮減
 - ・ 利用者数の維持・増加による利用収入の確保
 - ・ 省エネ対策、保守管理等委託業務の効率化による維持管理コストの縮減

8 協定書で定める項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮

指定管理者は、県が推進する人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、スポーツの振興、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の施策に配慮した管理業務を行うこととします。
- (2) 情報公開及び個人情報保護

指定管理者は、三重県情報公開条例に基づき、管理業務にかかる情報公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施することとします。また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、三重県個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこととします。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を専門業者等に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることとします。

(4) 施設利用者の意見等の反映

指定管理者は、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理業務への反映に努めることとします。

(5) リスク分担

施設管理業務に支障を生じさせるおそれのある事項（リスク）についての分担をあらかじめ定めます。基本的な考え方として、法改正に伴い管理施設自体の基準が変更になり整備が必要となった場合や大規模な施設修繕の必要が発生した場合等については、設置者である県がリスクを負担するものとし、不適切な運営により施設が破損した場合や収入が予測より少なくなった場合等の管理運営上のリスクについては、指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者は、業務計画書を毎事業年度、事業開始前に提出することとし、年度毎の事業概要、管理運営体制及び収支計画等を記載することとします。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者は、月別に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の状況等をまとめ、翌月20日までに県へ報告するものとします。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、年度終了後1月以内に県へ報告するものとします。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認と評価を行うため、県は、随時、管理物件に立ち入り、管理業務の実施状況、収支の状況等について指定管理者に説明を求めることができるものとします。また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、県は指定管理者に対し、必要な指示または改善勧告を行うことができるものとします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成24年1月 指定管理者の指定

平成24年3月 協定書の締結

平成24年4月1日 指定管理者による施設管理の開始（5年間）

【参考】三重県立ゆめドームうえの施設概要

(1) 所在地：伊賀市ゆめが丘一丁目1番地の3

(2) 施設の機能：スポーツ・レクリエーション機能を主とした屋内型施設

敷地面積：15,000m²

延床面積：8,080m²

(内訳) 第1競技場(4,681m²)、第2競技場(2,026m²)

管理棟(1,373m²)

三重県立ゆめドームうえの指定管理候補者の提案内容及び審査コメント

選定基準・審査項目	伊賀市の主な提案内容	選定委員による審査コメント
<p>1. 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること</p> <p>① 県民の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者の公平・公正な利用を確保しているか(社会的弱者への配慮など合理的な制限は可)</p> <p>イ 自主事業の対象者に偏りがなくバランスがとれているか</p> <p>ウ 社会的弱者(高齢者、障がい者、子ども等)への配慮について考えているか</p> <p>② 行政手続きの適正化</p> <p>ア 情報公開への対応は適正か</p> <p>イ 個人情報保護への対応は適正か</p> <p>ウ 貸館事務の手続き(利用許可手続、利用料金收受方法等を含む)は適正か</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の使命は、「平等で安心して信頼できる公共サービスの提供」「効果的な経営能力を身につけ、施設の目的を効率的に発揮する」ことであり、この実現のために既成概念にとらわれず、民間の経営理念やノウハウと信頼性の獲得に努め、地域住民が「親切で使いやすい」施設利用サービスを提供します。 集客交流施設として、あらゆる世代が交流し、楽しめる施設というコンセプトをもとにスポーツ・文化の発信源として活動の場を提供します。また、地域の体育協会や総合型地域スポーツクラブ・各スポーツ団体等と連携をとり、地域スポーツ振興の普及・発展を推進します。 三重県情報公開条例及び伊賀市情報公開条例を遵守し、「三重県立ゆめドームうえ」の管理に関する情報公開実施要領に基づき、適切に対応します。 個人情報の保護に関する法律、三重県個人情報保護条例、伊賀市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に取り扱い、その保護に努めます。 従来の施設内での受付だけでなく、電話・FAX・E-mailでも仮予約として対応します。また受付時間については原則午前9時から午後5時ですが、受付時間を延長し住民サービスの向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設の平等利用の実現」を認識するとともに、県民が利用しやすい施設になるよう向上心をもって管理運営しようとする姿勢が認められる。 県域全体からの利用促進に努めるとともに、公共交通機関による交通アクセスの利便性向上が望まれる。
<p>2. 事業計画書の内容が、ゆめドームうえの施設等の適切な維持管理を図るものであること</p> <p>① 施設等の効率的で安定的な維持管理</p> <p>ア 保守点検・修繕や清掃など維持管理についての考え方は適正か</p> <p>イ 「現在の維持管理の水準」は保たれているか。大規模修繕や老朽化対策等が考慮されているか</p> <p>ウ 省エネルギー、節電など環境負荷軽減の対策がとられているか</p> <p>② 利用者の安全を確保するための取組</p> <p>ア 利用者の安全の確保、事故防止対策は具体的でかつ効果的なものになっているか</p> <p>イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその処置をどのように考えているか</p> <p>ウ 設備・器具の安全な取扱についてどのように考えているか</p> <p>③ 危機管理の方針、緊急時の対応</p> <p>ア 災害及び事故等を想定した危機管理体制の整備(危機管理マニュアル作成含む)は適正か</p> <p>イ 緊急事態等を想定した訓練や研修の実施は、効果的に計画されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築後14年が経過し老朽化が進み、経年劣化による機器の不調・改修箇所が増えています。利用者に施設を安全に快適に利用していただくために、関係法令を遵守し点検等を実施し、性能、機能を維持するために必要な消耗部品や材料の取替・調整を行います。 修繕については、修繕費の積極的な投入により障害箇所の迅速な修復を行うとともに、指定管理者で対応できない大規模修繕・改修については、県に報告し、修繕依頼を行うなどライフサイクルコストによる対応が適切に実施されるよう、県に積極的に協力します。 利用者安全確保のため、毎朝、施設内外の日常点検作業を実施し、危険箇所等の発見に努め、必要な処置を施します。 火災、地震、その他災害及び盗難、強盗等の不測の事態については、ゆめドームうえの危機管理マニュアル及び消防計画により、事故等の予防、人命の安全確保ならびに被害の拡大防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設や設備機器の清掃、点検・修繕が適正に行われ、ゆめドームうえの安定的な維持管理に今後も期待ができる。 利用者の安全確保のために、日常点検や危機管理マニュアルに基づく訓練を引き続き実施しようとしている。さらに、様々な不測事態を想定し、利用者の事前体調(血圧等)チェックや施設巡回の強化等による危険防止の徹底を図っていただきたい。

選定基準・審査項目	伊賀市の主な提案内容	選定委員による審査コメント																								
<p>3- 事業計画書の内容が、ゆめドームうえのの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図るものであること</p>	<p>・ ゆめドームうえのの設置目的、役割である地域住民の心身の健全な発達及び体育、スポーツの普及振興、文化の向上、ゆめぼりす伊賀における交流拠点施設として地域住民の健康づくり、体力づくりの場の提供に寄与するための事業を実施します。</p>	<p>・ 現在実施している自主事業の「エアロビクス教室」や「ママとベビーの3B体操」は好評であり、平成22年度の施設利用者数が過去最高の111,058人、施設利用率も85%を超えるなど、集客を図り利用収入の増加に努力してきていることは評価できる。</p>																								
<p>① 県の施策の実現へ向けた取組</p> <p>ア 人権尊重社会の実現</p> <p>イ 男女共同参画社会の実現</p> <p>ウ 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動</p> <p>エ ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>オ 次世代育成支援</p> <p>カ 自然災害防災対策</p> <p>キ 地域安全対策</p> <p>ク スポーツの振興</p> <p>ケ 企業(団体)としての社会責任、社会貢献の取組</p>	<p>・ 自主事業は利用者の要望を把握し、地域住民のニーズに応え、地域スポーツの振興を図ります。特に中高年齢層を中心として、フィットネスへの関心が高まっていることから、エアロビクス、ラテンダンス、ヒップホップ、ズンバダンス等のダンスエクササイズ、空手、ボクササイズ、太極拳などの格闘技エクササイズ、ヨガ・ピラティスなどのボディコンディショニング系のエクササイズについても、定期的事業または臨時的事業としての実施を検討していきます。</p> <p>・ 現在実施しているフィットネス教室、エアロビクス教室、ママとベビーの3B体操は好評ですが、教室の内容については、マンネリ化することなく地域住民のニーズを把握し常に新しいプログラムを企画していきます。</p> <p>・ 平日の利用率向上を図るため、地域の人口、年齢構成、移動手段や地域での嗜好を考慮した経営展開を行うためのマーケットリサーチを行い地域に根ざした施設運営を行い、住民ニーズに適応した自主事業を展開していきます。</p> <p>・ 子ども・障がい者・高齢者にやさしいユニバーサルデザインに取り組み、誰もが使いやすい施設の実現のために住民の意見を反映し、施設の改善・更新に努めます。</p> <p>・ 「三重県教育ビジョン」及び「第7次三重県スポーツ振興計画」に沿って、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現や平成33年の団体誘致を念頭においた県のスポーツ振興施策の一翼を担う事業展開を図ります。</p> <p>・ 施設までの交通機関としての路線バスは、本数が少なく伊賀鉄道や高速バスと連携していないため、関係機関へ働きかけていきます。</p> <p>・ 特に、「攻め」の姿勢を重視した営業活動を展開し、各種メディアを活用する他、ダイレクトメールの送付等積極的な広報活動を実施します。また、大規模スポーツ大会や興行、集会等の誘致のため、伊賀地域にとどまらず県内を中心とした各団体を直接訪問し、これまでゆめドームと比較的疎遠であった幅広い県民の利用機会を創出するとともに、大型催事の誘致の実現にも努めます。さらに、リピーターの確保の観点で、接遇研修の充実や礼状の送付などにも取り組みます。</p>	<p>・ 高齢化が進み家族の絆が求められる社会の中で、スポーツは県民の健康づくり、生きがいのある生活実現のために大きな役割を果たしており、管理者としてスポーツ振興の意義を十分理解していただきたい。</p> <p>・ 自主事業が施設利用者増のポイントであり、中高年齢者などターゲットを明確にし、関係機関や団体等との連携に努めて、自主事業の充実・新設や貸館事業の拡大に取り組まれない。</p> <p>・ 利用者アンケート、ご意見箱の設置を行っているが、これらは利用者のニーズの把握に有効な手法であることから、形骸化させることなく、施設運営の改善や利用促進につなげてほしい。</p> <p>・ 施設の活用促進に加えて、イベント時の集客促進のため、PRの充実や交通アクセス改善に向けた検討を進めていただきたい。</p>																								
<p>② 施設の効用の最大限発揮</p> <p>ア 施設の機能を十分に活用するために、新しい発想・観点からの独自の提案がなされているか</p> <p>イ 施設の稼働率、利用者数を高めるための対応方針がとられているか</p> <p>ウ 年度別の達成目標は適正か。また目標達成に向けた具体的な取組が予定されているか</p> <p>エ 施設の効用を高めるために地域や他の団体との連携が十分考慮されているか</p>	<p>・ 利用者の声を聞くために「ご意見箱」を常設して苦情や要望の迅速な対応に努めるとともに、「利用者アンケート」を行い、よりよい質の高いサービスの提供に努めます。</p> <p>・ 年度別の成果目標は下記のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="750 997 1512 1117"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間施設利用者数</td> <td>105,000人</td> <td>106,000人</td> <td>107,500人</td> <td>108,500人</td> <td>110,000人</td> </tr> <tr> <td>施設利用率(4施設平均)</td> <td>85.0%</td> <td>85.2%</td> <td>85.5%</td> <td>85.7%</td> <td>86.0%</td> </tr> <tr> <td>競技場(火曜日昼間)利用率</td> <td>45.0%</td> <td>45.0%</td> <td>47.0%</td> <td>47.0%</td> <td>49.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年間施設利用者数	105,000人	106,000人	107,500人	108,500人	110,000人	施設利用率(4施設平均)	85.0%	85.2%	85.5%	85.7%	86.0%	競技場(火曜日昼間)利用率	45.0%	45.0%	47.0%	47.0%	49.0%	<p>・ 施設を管理運営していくにあたっては、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセス(PCDAサイクル)を意識して回し、管理運営の着実な改善に向けて取り組んでいただきたい。</p>
年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																					
年間施設利用者数	105,000人	106,000人	107,500人	108,500人	110,000人																					
施設利用率(4施設平均)	85.0%	85.2%	85.5%	85.7%	86.0%																					
競技場(火曜日昼間)利用率	45.0%	45.0%	47.0%	47.0%	49.0%																					
<p>③ 県民サービスの向上</p> <p>ア 利用者の声の把握及びその後の管理運営の反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>イ 利用者の満足度を高める工夫は評価できるか</p> <p>ウ 苦情、要望への対応方針は適切か</p>	<p>※ 県で定めた成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間施設利用者数 毎年度 105,000人 ○施設利用率(4施設平均) 毎年度 85% ※第1競技場、第2競技場、軽運動室及びトレーニング室の計4施設の平均利用率 ○競技場(火曜日昼間)利用率 毎年度 45% ※最も利用率の低い火曜日昼間(年間約52週)の競技場利用率 																									

選定基準・審査項目	伊賀市の主な提案内容	選定委員による審査コメント																																																			
4. 事業計画書の内容が、ゆめドームうえのの管理に係る経費の削減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> 管理経費の削減については、常に省エネを念頭に置いた施設管理や委託契約の一本化や競争入札の積極的な実施、各委託業務の内容・仕様の見直しにより維持管理経費の削減にも取り組みます。 施設の維持管理経費(年間約57,000千円)については、四半期ごとに予算執行状況をチェックするなど、年間を通じた計画的かつ適正な予算執行による円滑な施設管理運営を図ります。 建築後14年が経過し老朽化が進み、経年劣化による機器の不調・改修箇所が増えています。利用者に施設を安全に快適に利用していただくために、関係法令を遵守し点検等を実施し、性能、機能を維持するために必要な消耗部品や材料の取替・調整等を行います。 利用料金については、三重県立ゆめドームうえの条例第18条に規定された料金の範囲内で設定しますが、利用頻度の低い平日の昼間利用を増やすため、利用料金を低く設定することにより、利用者の増加とサービスの向上に努めます。 収支計画書の概要は、下記のとおりです。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用収入の増加やコスト削減、計画的な予算執行に努力していることは評価できる。 施設の老朽化による施設や機器の要改修箇所が増えることが予想されるので、県と連携のうえ、施設の補修や改修を計画的・効率的に行い、施設の魅力が一層向上するように維持管理を進めてもらいたい。 自主事業の充実など施設の利用促進を図るにあたっては、料金設定や参加者見込など採算性の点についても重視いただきたい。 																																																			
① 施設等の管理運営に係る経費の削減																																																					
ア 収入、支出の積算内訳は適切か																																																					
イ 提案された事業が十分実施できる計画となっているか																																																					
ウ 維持管理経費や人件費等の管理運営コストの削減に向けた対応策は適正か																																																					
② 利用料金																																																					
ア 利用料金の設定方針は適正か																																																					
イ 利用料金の後納、減免、返還の方針は適正か																																																					
5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	<table border="1" data-bbox="757 571 1608 815"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収支計画書(千円)</th> <th>年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総収入</td> <td>56,765</td> <td>56,865</td> <td>56,965</td> <td>57,065</td> <td>57,165</td> <td>284,825</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内訳</td> <td>指定管理料(※)</td> <td>17,100</td> <td>20,520</td> <td>23,940</td> <td>27,360</td> <td>30,780</td> <td>119,700</td> </tr> <tr> <td>利用料金収入</td> <td>15,600</td> <td>15,800</td> <td>16,000</td> <td>16,200</td> <td>16,400</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>3,200</td> <td>3,300</td> <td>3,400</td> <td>3,500</td> <td>3,600</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>自主財源</td> <td>20,865</td> <td>17,245</td> <td>13,625</td> <td>10,005</td> <td>6,385</td> <td>68,125</td> </tr> <tr> <td>総費用</td> <td>56,765</td> <td>56,865</td> <td>56,965</td> <td>57,065</td> <td>57,165</td> <td>284,825</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="763 826 1601 938">※ 指定管理料の総額については、5年間の総額で119,700千円を上限とし、各年度の指定管理料は、支出見込額から収入見込額を控除した額の平成24年度は50%以内、平成25年度は60%以内、平成26年度は70%以内、平成27年度は80%以内、平成28年度は90%以内としているところです。</p>	収支計画書(千円)	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	総収入	56,765	56,865	56,965	57,065	57,165	284,825	内訳	指定管理料(※)	17,100	20,520	23,940	27,360	30,780	119,700	利用料金収入	15,600	15,800	16,000	16,200	16,400	80,000	その他収入	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	17,000	自主財源	20,865	17,245	13,625	10,005	6,385	68,125	総費用	56,765	56,865	56,965	57,065	57,165	284,825	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営体制においては必要な人員を確保し、財政的基礎を有していると認められる。さらに安全確保を図るため、施設内の巡回監視の強化にも取り組んでもらいたい。 職員は「笑顔・明るく・親切」をモットーに対応いただくとともに、民間企業での実地研修による意識改革も含め、職員の資質向上に一層努めてもらいたい。
収支計画書(千円)	年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計																																													
	総収入	56,765	56,865	56,965	57,065	57,165	284,825																																														
内訳	指定管理料(※)	17,100	20,520	23,940	27,360	30,780	119,700																																														
	利用料金収入	15,600	15,800	16,000	16,200	16,400	80,000																																														
	その他収入	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	17,000																																														
	自主財源	20,865	17,245	13,625	10,005	6,385	68,125																																														
総費用	56,765	56,865	56,965	57,065	57,165	284,825																																															
① 管理運営体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 職員は計7名です。伊賀市のスポーツ振興課長を館長とするほか、課員2名を施設管理運営事務、自主事業の企画立案・経理事務の担当とします。この3名の伊賀市職員(非常勤)は、窓口業務を担当する常勤職員4名と連携しながら施設の管理運営を実施します。また、防火管理者資格、普通救命資格を有する職員を配置するとともに、職員は施設管理に携わった経験を有するものとします。 																																																				
ア 組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか																																																					
イ 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか																																																					
② 人材育成方針、研修体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀市では、利用者の施設に対する好感度の第一は接遇にあると考え、当施設で従事する職員を対象に接遇研修を実施します。研修は、雇用時に実施する研修と、その後毎年実施する研修とし、職員の育成を図ります。また、職員の勤務資質や意欲ならびに専門技能の向上を目指し、OFF-THE-JOB-TRAININGとして各種講習・研修会への参加、資格取得挑戦や自己啓発を積極的にサポートします。 																																																				
ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか																																																					
③ 経営能力の確認																																																					
ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力が財政力、組織力の観点からあるか																																																					
イ 事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は確実にできるか																																																					

6

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(中間案)』に関する意見」への回答について【政策部関係分】

政策総務常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
251 (施策)	地域の特性を生かした地域づくり	政策部	宮川の水量回復、水質改善については、宮川流域ルネッサンス事業として取り組むべきであり、それが反映されるよう記載していただきたい。	宮川流域圏づくりの推進については、これまで宮川流域ルネッサンス事業で取り組んできた水や環境などの課題に引き続き取り組む必要があることから、最終案においては宮川流域の保全・再生に取り組むことを取組方向に記述しました。
253 (施策)	東紀州地域の振興	政策部	熊野古道などは台風被害により来訪者がかなり減っている状況であるため、めざす姿には再生、復旧、復興といった文言を何か一言入れていただきたい。	台風12号等により観光面で大きな影響を受けた東紀州地域については、今後の復活に向けた取組を推進していく必要があることから、最終案において、「現状と課題」、「取組方向」及び「平成27年度までの到達目標」に反映しました。
333 (施策)	エネルギー対策の推進	政策部	エネルギー対策はこれから重要な項目であるが、記載内容が従来型である。もっと太陽光、水力、風力などの新エネルギーに関する取組について記述していただきたい。	エネルギー対策については、施策名を「新しいエネルギー社会の構築」と改め、新エネルギーの普及促進に取り組む「エネルギー政策の総合的推進」や、地域資源を生かした太陽光発電、風力発電等の導入促進を図る「地域における新エネルギーの導入促進」ほか合計5本の基本事業のもとで、新たな取組を記述しました。
5 (行政運営)	土地の計画的な利用の促進	政策部	地籍調査の進捗率が全国的にも低いため、積極的に取り組んでいただきたい。	県庁内関係部局による横断的な取組を進めるとともに、国や市町等と連携し、地籍調査の推進に取り組めます。
7 (行政運営)	県情報の発信と共有の推進	政策部	不満足な地域の方がいかに満足度を実感していただくかが重要であり、目標項目で県民の満足度を指標とする場合は、現在のe-モニターだけでなく、より満足度をはかることのできる仕組みを検討していただきたい。	e-モニターについては、性別、年齢、地域などの属性を考慮しながら、毎年、選挙人名簿から一定人数を抽出して、モニター登録の依頼を行っています。インターネット利用者という一定の制限があることから、目標項目にe-モニターでの測定値を活用する場合には、対象者の年齢等の属性などに配慮していきたいと考えています。 なお、「幸福実感指標」については、県民の皆さんを対象にした「みえ県民意識調査」により幸福実感を把握するとともに、地域別の集計ができるように考えているところです。

3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答について【政策部関係分】

政策総務常任委員会

事業名	担当部局名	仕分け結果	委員会意見	回答
自治研究負担金	政策部	不要	県の持つノウハウや経験に基づく知見を市町職員と共有し、一緒になって地方分権を目指すという考え方が重要である。結果は不要となったが、違う形で県としての支援を考えていただきたい。	<p>本年8月に県から市町への権限移譲や「義務付け・枠付け」の見直し等を定めた第2次一括法が成立するなど、国の地域主権改革の取組は進展しており、今後、市町の果たす役割はますます重要となってきます。</p> <p>このような中、県においては、分権型社会を市町とともにつくっていくとしており、市町による積極的な取組は欠かせないものと考えています。</p> <p>このため、分権型社会における県と市町の役割等について市町とともに考える機会を設けられないか検討していきたいと考えています。</p>
地方バス路線維持確保事業費 (うち市町村自主運行バス等維持費補助金)	政策部	県要改善	法改正でバス路線の廃止が自由に行われるようになり、地域の方々が困って自主運行バスを走らせてきた経緯がある。要改善ということで、事業費を大きく削減することには反対である。	バス路線については、市町域を超えるバスに加えて市町内の自主運行バスについても、国の支援を受けることができる制度改正があったので、この制度を活用できるよう市町との協議を進めているところであり、効率的、効果的にバス路線を維持・確保できるようにしていきたいと考えています。

13

4 みえ県民意識調査について

「みえ県民カビジョン（仮称）最終案」では、「幸福実感日本一」の三重をめざすことから、新たに政策分野ごとに「幸福実感指標」を設け、県民の皆さんの実感の推移を把握することとしています。

このため、これまでの「一万人アンケート」に代えて、新たに「みえ県民意識調査」を実施します。

1 みえ県民意識調査の概要

(1) 県内にお住まいの満20歳以上の男女10,000人を対象とし、市町毎に選挙人名簿登録者数の割合に応じて無作為に抽出した上で、郵送法により行います。

(2) 集計については、県全体に加え、性別、年齢層別、地域別（北勢、伊賀、中南勢、伊勢志摩、東紀州）等のカテゴリー別でも行います。

(3) 主な調査内容は下記の通りで、設問数は全体で60問程度を予定しています。

①「幸福実感指標」について

「みえ県民カビジョン（仮称）最終案」の政策分野ごとに県民の皆さんの実感についてお聞きし、「県民指標」などと合わせて、県政の成果を報告する「成果レポート」に記載し公表します。

【質問例】災害等への危機への備えが進んでいると感じますか？

1 感じる 2 どちらかといえば感じる
3 どちらかといえば感じない 4 感じない 9 わからない

②幸福感について

内閣府の「国民生活選好度調査」に準じ、どの程度幸せと感じるか等についてお聞きし、県民の皆さんの幸福感を把握します。

【質問例】現在、あなたはどの程度幸せですか？「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか？

③日々のくらしの実感について

個人の日々のくらし等についての実感をお聞きし、②の幸福感に関する質問と合わせて、県民の幸福感について考える際の参考とします。

【質問例】あなたは健康ですか？

1 健康 2 どちらかといえば健康
3 どちらかといえば健康でない 4 健康でない 9 どちらともいえない

2 平成23年度の調査について

「幸福実感指標」の現状値を把握するため、平成23年度内に1回目の調査を実施します。（調査時期 平成24年1月～2月）

5 リニア中央新幹線について

1 JR東海の方針転換

11月21日に行われた「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」の中間駅設置予定県とJR東海との協議で、JR東海は、これまでの方針を大きく転換し、「中間駅設置費用を全額負担する」等の考え方を示しました。

* JR東海の方針要旨

- ・ JR東海の費用負担により中間駅を建設する。
- ・ 開業時期の目途は変更しない。
- ・ 建設費や開業後の運営費を圧縮する。
- ・ 第一段階の名古屋開業、その後の大阪までの早期実現を優先することとし、隣接する既存駅の改修、連絡設備の整備は、当面計画しない。
- ・ 自治体には、用地の斡旋等工事促進への協力や県全体の発展につながる施設の整備等自治体本来の役割をお願いする。

【参考：設置費用（JR東海公表数値）】

- ・ 地上駅 約460億円（うち駅設置費用約350億円）
* 本県は地上駅が想定されています。
- ・ 地下駅 約2,500億円（うち駅設置費用約2,200億円）

2 今後の取組

(1) 県期成同盟会における協議

年内にも、県と県内14の市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、JR東海の方針を報告し、今後の取組等について協議します。

(2) 東京・大阪間の全線同時開業に向けた取組

JR東海は、当面、東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復したうえで大阪まで整備するとしていますが、リニア中央新幹線の効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線が同時開業される必要があります。

そのため、沿線都府県や関係市町等と連携して、名古屋以西のルートと駅位置の早期明示や、東京・大阪間の全線同時開業に向けた方策について検討いただくよう、JR東海や国に対して、強く働きかけていきます。

【参考：整備計画等の概要】（*：JR東海による計画）

- 1 整備計画（平成23年5月26日決定）
 - ・ 区間：東京都・大阪市
 - ・ 走行方式：超電導磁気浮上方式
 - ・ 最高設計速度：505キロメートル/時
 - ・ 建設費用概算額（車両費含む）：9兆3百億円
 - ・ 主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、
名古屋市附近、奈良市附近

- 2 中間駅（東京・名古屋間）の概略位置*（平成23年6月および8月公表）
 - ・ 神奈川県：相模原市内 ・ 山梨県：峡中地域（甲府盆地南部）
 - ・ 岐阜県：中津川市西部 ・ 長野県：天竜川右岸平野部

- 3 今後の予定
 - ・ 国による工事实施計画の認可
 - ・ 着工（平成26年度）*
 - ・ 開業（名古屋：平成39（2027）年 大阪：平成57（2045）年）*

6 「三重県新エネルギービジョン」について

1 新エネルギービジョンの策定について

新エネルギービジョンは、昨年度、県議会常任委員会や新エネルギー調査特別委員会等での議論を経て、平成 23 年 3 月に中間案を取りまとめました。

直後に発生した東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化を踏まえ、現在、県に求められているエネルギー政策の方向などを盛り込み、3 月にお示しした中間案の記述を大幅に書き換え、さらに発展させる形で、今年度中を目処に取りまとめているところです。

2 中間案改定版の概要

中間案改定版では、下記のような構成で取りまとめを進めています。

第 1 章 東日本大震災後のエネルギーをめぐる状況

東日本大震災によって、供給面では全国的に電力供給不足が懸念され、需要面ではこれに対応する省エネ・節電の取組が行われた『東日本大震災後のエネルギー需給の動向』や、エネルギー基本計画を白紙から見直すなどの検討が進められている『国におけるエネルギー政策の動向』を受け、現在を『エネルギー対策の転換期』としたエネルギーをめぐる状況を記述しました。

第 2 章 今、県に求められるエネルギー政策

東日本大震災以降、エネルギーをめぐる状況が一変したことを踏まえ、エネルギー政策においても県民の生活や産業活動、さらには産業の振興を支えるために、県はこれまでの『固定観念から脱却』し、積極的な役割を果たしていく必要があります。

本県の強みである地域資源や地理的条件などの地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進することで『地域におけるエネルギー創出』、エネルギー消費を抑制し温室効果ガスの排出を抑制した『低炭素社会の実現』、さらには、環境・エネルギー分野の産業が戦略的に展開することにつなげるための『エネルギーと連動した産業振興や地域づくり』への貢献が求められています。

第 3 章 新エネルギーの導入と課題

『新エネルギーの位置づけと種類』として、このビジョンでは、本県の地域特性を踏まえた 10 種類の新エネルギー（革新的なエネルギー高度利用技術を含む）を対象としました。

これまで、新エネルギー導入に向けた取組が行われていますが、エネルギーの安定供給を賄えるだけの普及を見込むには、経済性や供給の安定性

に欠けるといったことに対応する必要があるなど、『新エネルギーを取り巻く状況』や『新エネルギー導入の課題』を記述しました。

第4章 新エネルギーの導入によってめざすべき社会と数値目標

このビジョンの基本理念を「エネルギー・イノベーションによる地域のエネルギー自給力向上」とし、『新エネルギー導入によってめざすべき社会』の将来像を設定しました。

『新エネルギー導入の目標値と効果』としては、平成32(2020)年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分(全て一般家庭で消費されたと仮定)に相当する新エネルギーの導入を目標とします。

また、これらの実現に向けた基本的な考え方として、『新エネルギー導入を促進させるための方策』を示しました。

第5章 新エネルギーを導入するための5つの戦略プロジェクト

本県の強みを生かした新エネルギーを導入するため、5つの戦略プロジェクトを掲げました。

① 地域エネルギー創出プロジェクト

メガソーラー、風力発電、木質バイオマス利用の促進に取り組みます。

② まちづくり、地域づくりにおける新エネルギー導入プロジェクト

クリーンエネルギー自動車や小水力発電などを活用して、まちづくりや地域づくりと一体的に取り組みます。

③ 家庭、事業者における新エネルギー導入促進プロジェクト

公共施設への率先導入や、住宅・事業所等への導入促進に向けた支援、情報提供・普及啓発、人材育成に取り組みます。

④ エネルギーの高度利用促進プロジェクト

エネルギー消費の抑制に向けた、革新的なエネルギー高度利用技術の導入促進に取り組みます。

⑤ 新エネルギー関連産業等育成プロジェクト

エネルギー施策と連動させ、成長分野として期待される環境・エネルギー関連産業の更なる集積をめざす「クリーンエネルギーバレー構想」を推進します。また、将来実用化が期待されているエネルギー資源等に関連した調査研究に取り組みます。

この中では、産学官で具体的な中身を検討するための協議会の設置や、事業者の地域貢献策のあり方、県民の参画の方法、県の果たす役割など、取組の方向や仕組みを、できるだけ具体的に記述していきます。

3 今後のスケジュール

平成23年12月	中間案改定版の議会説明 パブリックコメントの実施
平成24年2月	議案提案

三重県新エネルギービジョン（中間案改定版）概要版

現状

【第1章】

東日本大震災以降、エネルギーに関して特に求められているもの

- 震災・事故 → 安全で安心なエネルギー
- 大規模集中 → 自立分散型のエネルギー
- 電力不足 → 安定的なエネルギー
- 国策 → 地域からの積極的な取組



新エネルギーへの期待の高まり

今、県に求められるエネルギー政策

【第2章】

- 固定観念からの脱却
- 地域エネルギー創出への貢献
- 低炭素社会実現への貢献
- エネルギーと連動した産業振興や地域づくりへの貢献

対象とする新エネルギー

【第3章】

地域特性を踏まえた10種類（革新的なエネルギー高度利用技術を含む）を対象

- ①太陽光発電
- ②太陽熱利用
- ③風力発電
- ④バイオマス発電
- ⑤バイオマス熱利用
- ⑥中小規模水力発電
- ⑦コージェネレーション
- ⑧燃料電池
- ⑨クリーンエネルギー自動車
- ⑩ヒートポンプ

新エネルギーの課題

【第3章】

- 出力の不安定性、高コスト、小規模分散

理念

【第4章】

エネルギー・イノベーションによる地域のエネルギー自給力向上

ここで、「エネルギー・イノベーション」とは、エネルギーの作り方と使い方の変革、県民を含め地域におけるエネルギー創出への参画手法の変革、環境・エネルギー関連産業と地域の持続的な成長に向けた変革など、地域においてエネルギーに関連する新たな変革を言います。

将来像

【第4章】

新エネルギーの導入が進んだ社会

多くの家庭や事業所、公共施設においては、太陽光発電などの身近な新エネルギーが導入され、農山漁村では未利用となっていたバイオマスを利用した発電や熱利用、農業用水路など既存の施設を活用した小水力発電、風況を生かした風力発電の導入などが進み、エネルギー自給力の高い社会となっています。

環境に配慮し効率的なエネルギー利用が進んだ社会

家庭や事業所ではヒートポンプ式などの高効率給湯器やコージェネレーション、燃料電池の導入が進み、エネルギーが効率的に利用されています。運輸部門ではハイブリッド自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の導入が進んでいます。

新エネルギー関連産業等の振興による元気な社会

新エネルギーを積極的に導入することなどにより、さらなる関連産業の需要が創出されるとともに、県内の大学及び事業者等の研究開発力を生かして、新エネルギーをはじめとした環境・エネルギー関連産業が成長しています。さらに雇用も創出され、地域経済が活性化し元気な社会となっています。

目標

【第4章】

平成32年度（2020年度）末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分に相当する量の新エネルギーを県内に導入

（導入された新エネルギーを全て一般家庭で消費された仮定した場合の換算値）

これは、
・原油換算で85万6千キロリットルに相当する量で、平成20（2008）年度の三重県における最終エネルギー消費量837万キロリットルの約10%に相当
・二酸化炭素換算で約177万トンの温室効果ガス排出削減に相当

導入促進の方策

【第4章】

- 地域におけるエネルギー創出取組の推進
- まちづくり、地域づくりへの新エネルギー導入促進
- 家庭、事業者における新エネルギー導入促進
- エネルギー高度利用技術の導入促進
- 新エネルギー関連産業等の振興

戦略プロジェクト

【第5章】

三重県の強みを生かした取組

- 豊かな地域資源の恵み
・ 比較的日照条件がよいこと
・ 風況のよい地域があること
・ 県土の2/3が森林であり、未利用の森林資源があること
- ポテンシャルの高い地域特性
・ 海洋資源
・ 既存産業との相乗効果

1 地域エネルギー創出プロジェクト

- 1) 産学官による協議会の設置、運営
- 2) メガソーラーの導入促進
- 3) 風力発電の導入促進
- 4) 木質バイオマスエネルギー利用の促進

2 まちづくり、地域づくりにおける新エネルギー導入プロジェクト

- 1) クリーンエネルギー自動車などを活用したまちづくり
- 2) 小水力発電等を活用した地域づくり
- 3) バイオマス利用等の促進

3 家庭、事業所における新エネルギー導入促進プロジェクト

- 1) 公共施設等における太陽光発電等の率先導入
- 2) 住宅・事業所等における太陽光発電等の導入促進
- 3) 新エネルギーに関する情報提供、普及啓発
- 4) 新エネルギーに関する人材育成

4 エネルギーの高度利用促進プロジェクト

- 1) 企業における省エネ等生産性向上設備の導入促進
- 2) 家庭における高効率な省エネルギー機器等の導入促進
- 3) クリーンエネルギー自動車の導入促進

5 新エネルギー関連産業等育成プロジェクト

（クリーンエネルギーバレー構想の推進）

- 1) 新エネルギー・省エネルギーに関する研究開発・設備投資及び立地の促進
（次世代エネルギー等調査研究の推進）
- 2) スマートコミュニティの実現に向けた調査研究
- 3) 洋上風力発電の実証化に向けた調査研究
- 4) メタンハイドレートの活用構想の調査研究